

議案第125号

財産の無償譲渡について

下記の財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

記

- 1 無償譲渡する財産 クオ・カード36,300,000円分
- 2 譲渡の内訳 相手方1人につき1,000円分のクオ・カードを譲渡する。
- 3 相手方 令和3年度敬老祝品贈呈事業における対象者  
令和3年9月20日時点で70歳以上の者  
(昭和26年9月20日以前に生まれた者)

(提案理由)

令和3年度敬老祝品贈呈事業として上記の財産を無償で譲渡するため、議会の議決を求めるものである。